# ※引率者は先生が対象となります。

#### かごしま水族館入館料減免申請書

#### 鹿児島市長殿

申請年月日	令和○○年○○月○○日
住 所	0000000
団 体 名	00000000
代表者氏名	校長/園長等 〇〇〇〇〇〇

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

利	用		年	J	1	日	令	和	00	年	00	月	00	日				
減	免	申	請	D	理	田	1 2	教育その		こ基づ	く学習	習活動	うとし	て利用	する	ため		
	区					分	減	免	申	請	者	数	減	免	対	象	者	数
利	引	2	~ 者	<u>~</u>							0	人						
用土	生		贫	Ė							0	人						
者内	年	間ノ	パスポ	<u>'</u> —	所有	者					0	人						
訳																		
	合					計					0	人						

※ 太線の中だけ記入してください。

※減免対象者数は記入しないで下さい。

次のとおり入館料を減免します。

基準額 円 減免額	類 円	徴収額 円
-----------	-----	-------

- ※ この申請書は、事前に FAX (099-223-7692) で送付するか、原本を窓口へ提出するようお願いいた します。
- ※ 保護者の方が一緒に参加される場合、別途入館料が必要です。
- ※ 小中学校、幼稚園、保育園 (これらに類する施設) は20名未満でも団体料金で入館できます。

#### かごしま水族館入館料減免申請書

鹿児島市長殿

申請年月日	令 和	年	月	日
住 所				
団 体 名				
代表者氏名				

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

利	月	1	年	J	1	日	f	介和		年	J	]	日					
減	免	申	<b>注</b>	の	理	由	1 2	教育その		こ基づ	く学社	習活動	けとし	て利用	用する	ため		
	×	<u> </u>				分	減	免	申	請	者	数	減	免	対	象	者	数
利												人						
用																		
者.																		
内																		
訳																		
	台	ì				計						人						

<b>*</b>	太線の中だけ記入	1 てください	
~~·		レートルペッ	

次のとおり入館料を減免します。

基準額 円 減免額 円 徴収額 円	基準額 円	減免額     円	徴収額 円
-------------------	-------	-----------	-------

# かごしま水族館 入館料減免施設一覧表

#### 1.【個人】 手帳等を窓口で提示

手帳等の種別	入館料の減免措置
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	本人の入館料を全額免除
鹿児島市発行の友愛特別乗車証(友愛パス)又は友愛タクシー券	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく医療特別手当証書、特別手当 証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書、保健手当証書	
鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市在住で70歳以上であることを証明する書面(免許証等)	本人のみ5割減額
身体障害者手帳 (1~3 級及び 65 歳以上の 4 級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、鹿児島市発行の友愛特別乗車証(友愛パス)又は友愛タクシー券	付添人1名の入館料を全額免除

#### 2. 【施設等】 いずれも「減免申請書」(所定様式) を窓口で提出

	施設名	根拠法令	入館料の減免措置		
	特別支援学校(盲学校、ろう学校、養護学校)	学校教育法			
全	児童発達支援を行う事業所、放課後等デイサービスを行う事業所				
施	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設	児童福祉法	入所(通所)者と 引率者の入館料を 全額免除		
設	生活介護を行う事業所、自立訓練を行う事業所、就労移行支援を行う事業 所、就労継続支援を行う事業所、施設入所支援を行う施設	順善者総合文権法			
	心身障害児総合通園センター	心身障害児総合通園センター実施要綱			
鹿児島吉	小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)	学校教育法			
市、熊本市、福	母子生活支援施設(母子寮)、児童養護施設、児童自立支援施設(教護院)、 児童館、児童クラブ	児童福祉法	<b>入所(通所)者</b> の 入館料を <b>5 割減額</b> 、		
一市、北	救護施設、更生施設、授産施設	生活保護法	八郎科で <b>り削級領、</b> <b>引率者</b> の入館料を <b>全額免除</b>		
九 州 市	女性自立支援施設	女性支援新法			
内の施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)				
市外	小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)	児童福祉法、 学校教育法	児童の入館料を 2割減額(団体料金)、 引率者の入館料を 全額免除		
大学、 他の類 童クラ 所施設 設、介	<b>引率者</b> の入館料を <b>全額免除</b>				

# 先生方へ 水族館からのお願い

# 1. フラッシュ撮影禁止の場所があります

該当する水槽前に看板が設置してあります。

- ・1F アザラシ水槽・2F 黒潮大水槽 ・3F 鹿児島の深海コーナー
- 4F ノコギリザメ水槽・アオリイカ水槽

(フラッシュの光に魚が驚いて、水槽の壁に激突することがあり、魚にとって大変危険です。)

## 2. ワクワク観察プール 『抵抗できない生きものに思いやりを!』

ナマコやヒトデたちは水中で呼吸しています。

水の中で観察してください。

握りしめたり、つまみ上げたりせず、やさしく触れてください。

## 3. エレベーターは使用しないでください、エスカレーターをご利用ください

エレベーターは車椅子・ベビーカーの方の優先利用となっています。

#### 4.荷物での席とり禁止など

イルカスタンドなどに荷物を置いて席を確保することは、他のお客様のご迷惑となります のでご遠慮ください。

# 5. 館内から外に出ないでください

再入館は原則としてできません。

昼食などのために館外へ出られる場合は、再入館の手続が必要です。お手数ですが、代表者の方が1F総合案内所で手続きをおこなってください。

#### 6. ショップでのお買い物はお早めにお願いします

集合時間の前など一時的にレジが混雑し、お待たせしてしまう事があります。

時間に余裕をもってご利用いただきますようご協力お願いいたします。

# 7. 非常ドアの前には、荷物を置かないでください

イルカ館通路のガラス壁等にある非常ドア部分に荷物を置かないでください。消防法に抵触します。

※ これまで観覧通路で走り回ったり、エスカレーターで逆走したり飛び跳ねたりして 緊 急停止させるなどの事例があります。

他のお客様に迷惑をかけないよう、再度、児童・生徒へのご指導をよろしくお願いします。